

令和4年3月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
発議第 1号 発議第 2号	那須塩原市議会委員会条例の一部改正について 那須塩原市議会会議規則の一部改正について	議会事務局 議会事務局

発議 第1号

那須塩原市議会委員会条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和 4年 2月25日提出

那須塩原市議会運営委員長 齊 藤 誠 之

那須塩原市議会委員会条例の一部を改正する条例

那須塩原市議会委員会条例（平成17年那須塩原市条例第203号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、戦略推進局」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 那須塩原市議会委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務企画常任委員会 9人 企画部_____、総務部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、西那須野支所及び塩原支所の所管に属する事項並びに他の所管に属しない事項</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務企画常任委員会 9人 企画部、<u>戦略推進局</u>、総務部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、西那須野支所及び塩原支所の所管に属する事項並びに他の所管に属しない事項</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

発議 第2号

那須塩原市議会会議規則の一部改正について

上記議案を提出する。

令和 4年 2月25日提出

那須塩原市議会運営委員長 齊 藤 誠 之

那須塩原市議会会議規則の一部を改正する規則

那須塩原市議会会議規則（平成17年那須塩原市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第166条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 協議等の場合は、審査等のため議員の派遣が必要であると認めるときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣決定要求書を議長に提出し、次条第1項の決定を求めることができる。

第167条第1項中「規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを」を「規定による議員の派遣は、議長が」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

那須塩原市議会会議規則の一部を改正する規則案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(協議又は調整を行うための場)</p> <p>第166条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 協議等の場は、審査等のため議員の派遣が必要であると認めるときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣決定要求書を議長に提出し、次条第1項の決定を求めることができる。</u></p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(議員の派遣)</p> <p>第167条 法第100条第13項の<u>規定による議員の派遣は、議長が</u>  <u>_____決定する。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(協議又は調整を行うための場)</p> <p>第166条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(議員の派遣)</p> <p>第167条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、<u>議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。</u></p> <p>2 (略)</p>